

登録申請に必要な書類

申請者が「法人である場合」、「個人である場合」、「当該個人が未成年者である場合」で、それぞれ書類に違いがあります。また、複数の営業所を有する屋外広告業者は、本社又は本店が複数の営業所をまとめて登録することになります。

1. 申請提出書類

【申請者が法人である場合】

- ①屋外広告業登録申請書【様式第12号】
- ②誓約書（申請者）【様式第13号】
- ③登記事項証明書-履歴事項全部証明書-（6ヶ月以内に発行されたもの、コピーは不可）
- ④役員全員と業務主任者全員の住民票抄本又はこれに代わる書類（6ヶ月以内に発行されたもの、コピーは不可）
※これに代わる書類とは、外国人登録原票記載事項証明書等をいう
- ⑤業務主任者の資格を証する書類（屋外広告士の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許書、職業訓練修了証明書、技能検定合格証書）

【申請者が個人である場合】

- ①屋外広告業登録申請書【様式第12号】
- ②誓約書（申請者）【様式第13号】
- ③申請者と業務主任者は住民票抄本又はこれに代わる書類（6ヶ月以内に発行されたもの、コピーは不可）
※これに代わる書類とは、外国人登録原票記載事項証明書等をいう
- ④業務主任者の資格を証する書類（屋外広告士の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許証、職業訓練修了証明書、技能検定合格証書）

【申請者個人が未成年者である場合】

- ①屋外広告業登録申請書【様式第12号】
- ②誓約書（申請者）【様式第13号】
- ③申請者、業務主任者、法定代理人の住民票抄本又はこれに代わる書類（6ヶ月以内に発行されたもの、コピーは不可）
※これに代わる書類とは、外国人登録原票記載事項証明書等をいう
- ④業務主任者の資格を証する書類（屋外広告士の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許書、職業訓練修了証明書、技能検定合格証書）

2. 登録申請手数料

登録申請の際に、登録申請手数料として10,000円を現金で納付するか、又は、納入通知書を発行しますので、最寄の金融機関で振り込んでください。